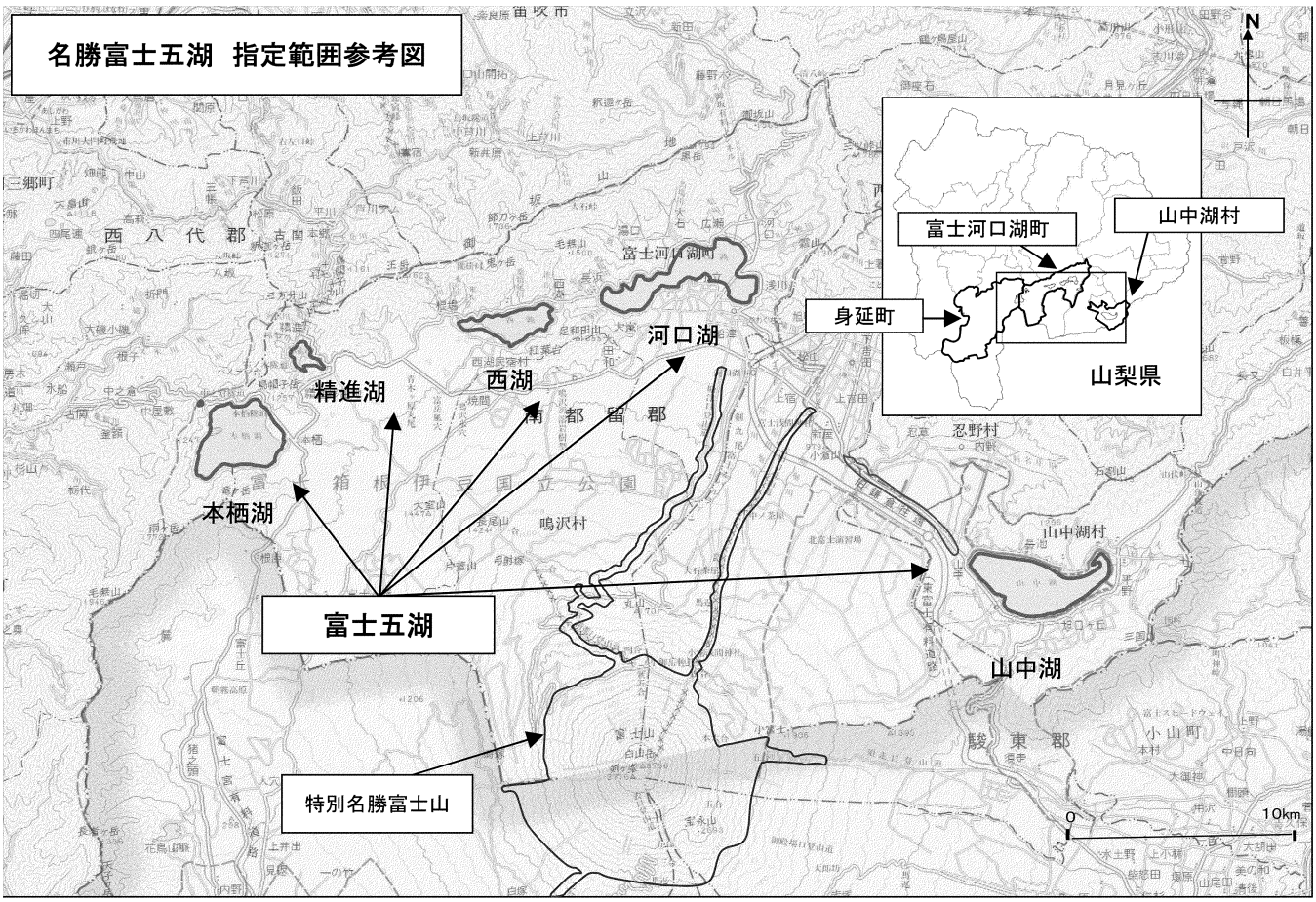


○文部科学省告示第百四十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を天然記念物に指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年九月二十一日

文部科学大臣　中川　正春

名称	所在地	地域
平糠のイヌブナ自然林	岩手県二戸郡一戸町平糠字落合	第一七七八林班い一小班、同い二小班、同ろ小班、同は小班、同に小班、同ほ小班、同へ小班、同と小班
		第一六六林班へ小班、同ち三小班
十八鳴浜及び九九鳴き浜	宮城県気仙沼市大初平 同　外浜	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅸ座標系を基準とするB一地点（X＝マイナス一二四七〇九・一九四メートル、Y＝六八九三〇・六七九メートル）、B二地点（X＝マイナス一二四六七九・三一九メートル、Y＝六八九〇三・五七四八九メートル）、B三地点（X＝マイナス一二四六八一・四五二・四三六メートル、Y＝六八八二・四七三六・〇六八メートル）、B四地点（X＝マイナス一二四七三六・〇四六メートル、Y＝六八八一八・三二メートル）、B五地点（X＝マイナス一二四七五九・六八〇メートル、Y＝六八八三七・三四〇メートル）、B六地点（X＝マイナス一二四七八〇・三五八メートル、Y＝六八八四八・三七三メートル）、B七地点（X＝マイナス一二四八二五・九二四メートル、Y＝六八八七一・〇四六メートル）、B八地点（X＝マイナス一二四八三四・九四八メートル、Y＝六八九六六九・三九八メートル）、B九地点（X＝マイナス一二四八四一・七二二メートル、Y＝六九〇一四八二六五・四二メートル）、B一〇地点（X＝マイナス一二四九二三・七五四メートル、Y＝六九〇四一一・一二七七・九七メートル）、B一一地点（X＝マイナス一二四八九七・八〇メートル、Y＝六九一八一・一七五メートル）、B一二地点（X＝マイナス一二四八四四メートル、Y＝六九二二九・九四七メートル）、B一三地点（X＝マイナス一二四九三〇・八四三メートル、Y＝六九二三七・一三九メートル）、B一四地点（X＝マイナス一二四九四八・一三六メートル、Y＝六九二三七・一六八メートル）、B一五地点（X＝マイナス一二四九四八・一三九メートル、Y＝六九二三七・一六八メートル）、B一六地点（X＝マイナス一二四九六八・七五二メートル、Y＝六九二五四・七七九メートル）、B一七地点（X＝マイナス一二四九八七・九三四メートル、Y＝六九二六四・七八〇メートル）、B一八地点（X＝マイナス一二五〇〇九・二一七メートル、Y＝六九二七九・三三八メートル）、B一九地点（X＝マイナス一二五〇三五・六八七メートル、Y＝六九二七八・九一八メートル）、B二〇地点（X＝マイナス一二五〇六一・一四七メートル、Y＝六九四一三・九三八メートル）、B二一地点（X＝マイナス一二四七六七・六一〇メートル、Y＝六九五三四・六五四七六・六一〇メートル）、B二二地点（X＝マイナス一二四六四三・一〇二メートル、Y＝六九四六八・一四三